

鳥取市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例等の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和2年12月23日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第49号

鳥取市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例等の一
部を改正する条例

(鳥取市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例(昭和36年
鳥取市条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸
付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をい
う。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を
削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞
金特例基準割合に」に改める。

(鳥取市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 鳥取市国民健康保険条例(昭和34年鳥取市条例第6号)の一部を次のよう
に改正する。

附則第4項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸
付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をい

う。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（鳥取市道路占用料徴収条例の一部改正）

第3条 鳥取市道路占用料徴収条例（昭和44年鳥取市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（鳥取都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第4条 鳥取都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年鳥取市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この項及び次項において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則第8項中「特例基準割合が」を「還付加算金特例基準割合（平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が」に、「当該特例基準割合」を「当該還付加算金特例基準割合」に改める。

（鳥取市介護保険条例の一部改正）

第5条 鳥取市介護保険条例（平成12年鳥取市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(鳥取市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第6条 鳥取市後期高齢者医療に関する条例(平成20年鳥取市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(鳥取市立病院医師奨学金貸与条例の一部改正)

第7条 鳥取市立病院医師奨学金貸与条例(平成20年鳥取市条例第54号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条から第3条まで及び第5条から第7条までの規定による改正後のそれぞれ

の条例の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

- 3 第4条の規定による改正後の鳥取都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の規定は、延滞金及び還付加算金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。